

釜石労働基準監督署からのお知らせ

令和8年
8月

1 夏季休暇取得でリフレッシュ！ ～年休をつなげて休みましょう～

夏季休暇の時季です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この夏に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。岩手労働局雇用環境・均等室（電話 019-604-3010）にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイト URL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。



▼年休取得促進特設サイト



▼年休の計画的付与制度

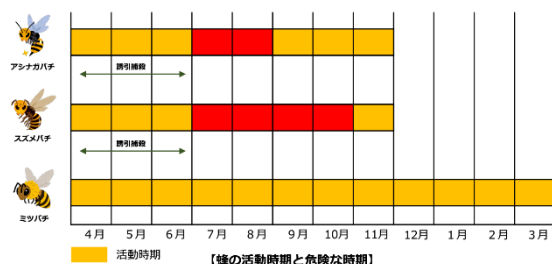


2 労働災害発生状況等について

（令和8年6月末現在）	製造業	鉱業	建設業	運輸交通業	貨物取扱業	農林業	畜産・水産業	商業	通信業	保健衛生業	接客娯楽業	ビルメン・その他	合計
令和8年6月末	9	0	2	1	0	3	3	2	0	6	0	3	29
前年同期	10	1	7	2	0	1	2	5	1	8	0	2	39
増減数	-1	-1	-5	-1		2	1	-3	-1	-2		1	-10

令和 8 年の6月末現在の労働災害は 29 件となり、対前年比で 10 件減少しています。概ね各業種で減少していますが、林業、畜産業で増加しています。釜石監督署管内の労働災害発生状況については、岩手労働局ホームページ内の「釜石監督署からのお知らせ」に掲載していますので、右下の二次元コードをご参照ください。

8 月になり、蜂の活動が極めて活発になってきます。過去には蜂刺されに伴うアナフィラキシーショックによる死亡災害も発生しています。万全の対策をお願いします。



蜂刺されによる労働災害防止対策



釜石監督署からのお知らせ災害統計



3 学生・生徒をアルバイトとして雇用する事業主の皆様へ！～ご確認ください～

夏季休暇期間等で学生をアルバイトとして雇入れる場合、事業主の皆様は、以下の項目を確認してトラブルの防止に努めましょう。

- ☐ 書面で労働条件を明示しましょう
- ☐ 学業とアルバイトの両立に配慮したシフトを組みましょう
- ☐ シフト制のアルバイトに対しても休憩時間をきちんと与えましょう
- （6か月間継続して勤務し、全労働日の8割以上出勤した場合は年次有給休暇を与える必要があります）
- ☐ 最低賃金額を遵守し、適切に賃金を支払いましょう（岩手県最低賃金は時間額 1,031 円です）
- ☐ 商品を強制的に購入させることはできません
- ☐ 遅刻や欠勤、器物の破損等に対して、一定額の罰金を定める契約はできません



4 夏本番！ 熱中症防止対策はできていますか？ ～ガイドラインを確認！～

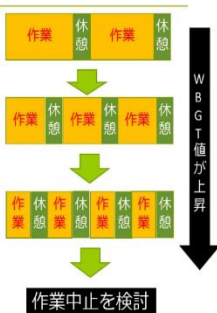
8月に入り今年も猛暑が予想されます。職場での熱中症予防対策について、事業主の皆様は、設備・体制の整備を行った上、WBGT値で熱中症リスクを把握・評価し、リスクに応じて熱中症防止のための具体的な方法を実施しましょう。

熱中症リスクに応じた措置に関しては、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を参考にしてください。



WBGT値によって 休憩サイクルを変える

- WBGT値が高い（暑さが厳しい）ときは、休憩の頻度を上げたり、休憩時間を長く取ることが有効です。
- 納期や元請けからの指示等で難しい場合もあるかもしれませんが、出来る範囲で休憩を取ることが必要です。
- あらかじめ、基準値からのWBGT超過度に応じた休憩サイクルや、作業中止の基準を決めておくことが大切です。



●作業開始前・休憩時のプレクーリング

- 活動前に身体冷却を行う「プレクーリング」を行うと、体温上昇が抑えられ、作業時間を延長することが期待できます。
- 手足の浸水や、送風スプレーなどの方法が有効です。（併用するとさらに効果があります）
- 身体の内部から冷やせる「アイススラリー」の摂取も有効です。



●通気性・透湿性の良い衣服の選択

- 可能な範囲で通気性・透湿性の良い（熱がこもりにくい）衣服を選択しましょう。
- 保護服や保護具を着用する必要があるときは、保護性能と通気性・透湿性のバランスを考慮して選択しましょう。
- ファン付き作業服、クールベスト等、身体を冷却する機能を持つ服を着用することは一定の効果があります。（ただし通気性は禁物ですので、他の対策と組み合わせましょう。）



●水分・塩分の定期的な摂取

- 熱中症を防ぐためには、「定期的に水分・塩分を摂取すること」が必要です。
- 水分だけ、塩分だけでは不十分です。
- のどが渇いてから、のどを潤す程度では足りません。
- 定期的に、意識的に摂取するよう心がけましょう。



水分・塩分を摂取する際の目安

- 0.1～0.2%の食塩を含む飲料
 - ナトリウムを40～80mg/100mL含むスポーツドリンク
これらを20～30分ごとにコップ1～2杯程度
- ※経口補水液は塩分濃度が高いため、「定期的な摂取」には向きません。
※塩分、糖分の摂取が制限されるなど基礎疾患を有する方については、主治医、産業医に相談しましょう。



職場における熱中症防止ガイドライン

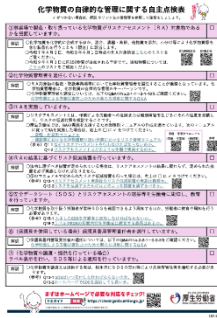


5 職場にいますか？ 化学物質管理者 ～適正な化学物質の管理を！～

労働安全衛生関係法の改正により、令和6年4月から業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理が義務付けられています。まず事業者は、事業場で取り扱っている化学物質がラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知と労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメント（RA）の実施が義務付けられている危険・有害物質（リスクアセスメント対象物）であるかを把握し、リスクアセスメント対象物を取り扱う場合は、化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者を「化学物質管理者」に選任し、ラベル・SDSの確認やRAの実施管理、その結果に基づくばく露防止措置の選択や実施等の職務を行わせる必要があります。

また、RAに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場や、作業環境測定の結果、評価の区分が第三管理区分から改善することができない事業場で労働者に保護具を使用させる場合は、保護具着用管理責任者教育を受講した者等から「保護具着用管理責任者」を選任し、有効な保護具の選択や労働者の使用状況の管理等の職務を行わせる必要があります。

トイレや壁の清掃等に使用する洗浄剤やカビ取り剤、殺虫剤の散布や美容院における毛染め剤等、あらゆる業種で化学物質を使用しています。事業主の皆様は、以下を参考に適正に化学物質を管理しましょう。



事業者のための化学物質管理無料相談窓口

開設期間、受付時間、
問い合わせ先（電話、メールアドレス）等はこちら→



チェックリスト

リスクアセスメント
対象物 ▶

化学物質による労働災害
防止のための新たな規制
に関するQ&A ▶